

## ○生駒市体育施設条例等の一部を改正する条例

(1) 生駒市体育施設条例(平成元年 12 月生駒市条例第 31 号)新旧対照表(第 1 条関係)

現行				改正案							
<p>(業務の範囲)</p> <p>第3条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次条に規定する使用の許可、第6条に規定する使用許可の取消し等及び第14条に規定する入館及び入場の制限に関する事。</p> <p>(2) 第8条第1項に規定する使用料の徴収に関する事。</p> <p>(3) 第12条に規定する設備の許可に関する事。</p> <p>(4) 体育施設の維持管理に関する事。</p> <p>(5) その他教育委員会が必要と認める業務</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド、生駒市浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プール</u>(以下これらを「<u>利用料金対象体育施設</u>」という。)の管理をさせる指定管理者にあっては、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務をその業務の範囲とする。</p>				<p>(業務の範囲)</p> <p>第3条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次条に規定する使用の許可、第6条に規定する使用許可の取消し等及び第14条に規定する入館及び入場の制限に関する事。</p> <p>(2) 第8条第1項に規定する使用料の徴収に関する事。</p> <p>(3) 第12条に規定する設備の許可に関する事。</p> <p>(4) 体育施設の維持管理に関する事。</p> <p>(5) その他教育委員会が必要と認める業務</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート及び生駒山麓公園テニスコートを除く体育施設</u>(以下「<u>利用料金対象体育施設</u>」という。)の管理をさせる指定管理者にあっては、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務をその業務の範囲とする。</p>							
<p>別表第3(第8条関係)</p> <p>1 体育館 略</p> <p>2 武道館</p>				<p>別表第3(第8条関係)</p> <p>1 体育館 略</p> <p>2 武道館</p>							
		区分		(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 21:00					
生駒市武道館	専用使用	アマチュアスポーツ	全面	2,470円	2,470円	2,470円	全面	2,470円	2,470円	2,470円	
			半面	1,230円	1,230円	1,230円					半面
		アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		10,970円	10,970円	10,970円	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		10,970円	10,970円	10,970円
		指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		41,480円	41,480円	41,480円	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		41,480円	41,480円	41,480円

個人使用	1人につき 100円	1人につき 100円	1人につき 100円
------	---------------	---------------	---------------

備考

- 「半面」とは、武道場の床面積の2分の1以下をいう。
- 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
  - 児童生徒等
  - 市内に住所を有する者
  - 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - 市内に存する学校に在学する者
- 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

3 グラウンド 略

4 テニスコート 略

5 プール

区分		(午前)10:00~12:00	(午後)13:00~17:00
イモ山公園プール 滝寺公園プール	個人 使用	大人	1人につき 210円
		小人	1人につき 100円
	団体 使用	大人	1人につき 160円
		小人	1人につき 50円

備考

- 「団体」とは、責任者に引率された30人以上の者をいう。
- 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に

個人使用	1人につき 100円	1人につき 100円	1人につき 100円
------	---------------	---------------	---------------

備考

- 「半面」とは、武道場の床面積の2分の1以下をいう。
- 児童生徒等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
  - 児童生徒等
  - 市内に住所を有する者
  - 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - 市内に存する学校に在学する者
- 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

3 グラウンド 略

4 テニスコート 略

5 プール

区分		(午前)10:00~12:00	(午後)13:00~17:00
イモ山公園プール 滝寺公園プール	個人 使用	大人	1人につき 210円
		小人	1人につき 100円
	団体 使用	大人	1人につき 160円
		小人	1人につき 50円

備考

- 「団体」とは、責任者に引率された30人以上の者をいう。
- 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍

相当する額とする。

- (1) 児童生徒等
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

4 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

## 6 相撲場

区分		(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~19:00
生駒市総合 公園相撲場	アマチュアス ポーツ	310円	310円	210円
	アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等)	1,700円	1,700円	1,700円
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	6,220円	6,220円	6,220円

### 備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
  - (1) 児童生徒等
  - (2) 市内に住所を有する者
  - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

7 夜間照明 略

8 附属設備 略

に相当する額とする。

- (1) 児童生徒等
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

4 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

## 6 相撲場

区分		(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~19:00
生駒市総合 公園相撲場	アマチュアス ポーツ	310円	310円	210円
	アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等)	1,700円	1,700円	1,700円
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	6,220円	6,220円	6,220円

### 備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
  - (1) 児童生徒等
  - (2) 市内に住所を有する者
  - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

7 夜間照明 略

8 附属設備 略

(2) 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例(平成 26 年 3 月生駒市条例第 14 号)新旧対照表(第 2 条関係)

現行	現行																																																																																
<p>第 2 条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第 1 の(1)の表中</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">「 生駒市北大和体育館</td> <td style="width: 50%;">生駒市北大和 3 丁目 5077 番地</td> <td style="text-align: center;">を</td> </tr> <tr> <td>「 (仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館</td> <td>生駒市高山町 166 番地 2</td> <td style="text-align: center;">に</td> </tr> <tr> <td>生駒市北大和体育館</td> <td>生駒市北大和 3 丁目 5077 番地</td> <td style="text-align: center;">」</td> </tr> </table> <p>改め、別表第 1 の(3)の表中</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">「 生駒市北大和野球場</td> <td style="width: 50%;">生駒市北大和 3 丁目 5077 番地</td> <td style="text-align: center;">を</td> </tr> <tr> <td>「 (仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場</td> <td>生駒市高山町 166 番地 2</td> <td style="text-align: center;">に</td> </tr> <tr> <td>(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド</td> <td>生駒市高山町 166 番地 2</td> <td style="text-align: center;">に</td> </tr> <tr> <td>(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック</td> <td>生駒市高山町 166 番地 2</td> <td style="text-align: center;">に</td> </tr> <tr> <td>生駒市北大和野球場</td> <td>生駒市北大和 3 丁目 5077 番地</td> <td style="text-align: center;">」</td> </tr> </table> <p>改め、別表第 1 の(4)の表を次のように改める。</p> <p>(4) テニスコート</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(仮称)生駒市北部スポーツセンターテニスコート</td> <td>生駒市高山町 166 番地 2</td> </tr> <tr> <td>生駒市浄化センターテニスコート</td> <td>生駒市東山町 201 番地 21</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3 の 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。</p> <p>1 体育館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 12.5%;">(午前)</th> <th style="width: 12.5%;">(午後)</th> <th style="width: 12.5%;">(夕方)</th> <th style="width: 12.5%;">(夜間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	「 生駒市北大和体育館	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	を	「 (仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館	生駒市高山町 166 番地 2	に	生駒市北大和体育館	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	」	「 生駒市北大和野球場	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	を	「 (仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場	生駒市高山町 166 番地 2	に	(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド	生駒市高山町 166 番地 2	に	(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック	生駒市高山町 166 番地 2	に	生駒市北大和野球場	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	」	名 称	位 置	(仮称)生駒市北部スポーツセンターテニスコート	生駒市高山町 166 番地 2	生駒市浄化センターテニスコート	生駒市東山町 201 番地 21	区 分	(午前)	(午後)	(夕方)	(夜間)						<p>第 2 条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第 1 の(1)の表中</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">「 生駒市北大和体育館</td> <td style="width: 50%;">生駒市北大和 3 丁目 5077 番地</td> <td style="text-align: center;">を</td> </tr> <tr> <td>「 生駒市生駒北スポーツセンター体育館</td> <td>生駒市高山町 166 番地 2</td> <td style="text-align: center;">に</td> </tr> <tr> <td>生駒市北大和体育館</td> <td>生駒市北大和 3 丁目 5077 番地</td> <td style="text-align: center;">」</td> </tr> </table> <p>改め、別表第 1 の(3)の表中</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">「 生駒市北大和野球場</td> <td style="width: 50%;">生駒市北大和 3 丁目 5077 番地</td> <td style="text-align: center;">を</td> </tr> <tr> <td>「 生駒市生駒北スポーツセンター野球場</td> <td>生駒市高山町 166 番地 2</td> <td style="text-align: center;">に</td> </tr> <tr> <td>生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド</td> <td>生駒市高山町 166 番地 2</td> <td style="text-align: center;">に</td> </tr> <tr> <td>生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック</td> <td>生駒市高山町 166 番地 2</td> <td style="text-align: center;">に</td> </tr> <tr> <td>生駒市北大和野球場</td> <td>生駒市北大和 3 丁目 5077 番地</td> <td style="text-align: center;">」</td> </tr> </table> <p>改め、別表第 1 の(4)の表を次のように改める。</p> <p>(4) テニスコート</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート</td> <td>生駒市高山町 166 番地 2</td> </tr> <tr> <td>生駒市浄化センターテニスコート</td> <td>生駒市東山町 201 番地 21</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3 の 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。</p> <p>1 体育館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 12.5%;">(午前)</th> <th style="width: 12.5%;">(午後)</th> <th style="width: 12.5%;">(夕方)</th> <th style="width: 12.5%;">(夜間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	「 生駒市北大和体育館	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	を	「 生駒市生駒北スポーツセンター体育館	生駒市高山町 166 番地 2	に	生駒市北大和体育館	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	」	「 生駒市北大和野球場	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	を	「 生駒市生駒北スポーツセンター野球場	生駒市高山町 166 番地 2	に	生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド	生駒市高山町 166 番地 2	に	生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック	生駒市高山町 166 番地 2	に	生駒市北大和野球場	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	」	名 称	位 置	生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート	生駒市高山町 166 番地 2	生駒市浄化センターテニスコート	生駒市東山町 201 番地 21	区 分	(午前)	(午後)	(夕方)	(夜間)					
「 生駒市北大和体育館	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	を																																																																															
「 (仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館	生駒市高山町 166 番地 2	に																																																																															
生駒市北大和体育館	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	」																																																																															
「 生駒市北大和野球場	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	を																																																																															
「 (仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場	生駒市高山町 166 番地 2	に																																																																															
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド	生駒市高山町 166 番地 2	に																																																																															
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック	生駒市高山町 166 番地 2	に																																																																															
生駒市北大和野球場	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	」																																																																															
名 称	位 置																																																																																
(仮称)生駒市北部スポーツセンターテニスコート	生駒市高山町 166 番地 2																																																																																
生駒市浄化センターテニスコート	生駒市東山町 201 番地 21																																																																																
区 分	(午前)	(午後)	(夕方)	(夜間)																																																																													
「 生駒市北大和体育館	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	を																																																																															
「 生駒市生駒北スポーツセンター体育館	生駒市高山町 166 番地 2	に																																																																															
生駒市北大和体育館	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	」																																																																															
「 生駒市北大和野球場	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	を																																																																															
「 生駒市生駒北スポーツセンター野球場	生駒市高山町 166 番地 2	に																																																																															
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド	生駒市高山町 166 番地 2	に																																																																															
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック	生駒市高山町 166 番地 2	に																																																																															
生駒市北大和野球場	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地	」																																																																															
名 称	位 置																																																																																
生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート	生駒市高山町 166 番地 2																																																																																
生駒市浄化センターテニスコート	生駒市東山町 201 番地 21																																																																																
区 分	(午前)	(午後)	(夕方)	(夜間)																																																																													

			9:00～ 12:00	12:00～ 15:00	15:00～ 18:00	18:00～ 21:00
(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館	アマチュアスポーツ	体育室全面	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
		体育室半面	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
生駒市市民体育館 生駒市総合公園体育館	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		16,970円	16,970円	16,970円	16,970円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		62,230円	62,230円	62,230円	62,230円
	会議室		510円	510円	510円	510円
	多目的室		1,230円	1,230円	1,230円	1,230円
生駒市北大和体育館 生駒市小平尾南体育館 生駒市井出山体育館	アマチュアスポーツ		1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		8,490円	8,490円	8,490円	8,490円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		31,110円	31,110円	31,110円	31,110円
	会議室		510円	510円	510円	510円
むかいやま公園体育館	アマチュアスポーツ		2,160円	2,160円	2,160円	2,160円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		9,950円	9,950円	9,950円	9,950円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		36,480円	36,480円	36,480円	36,480円

別表第3の3の表を次のように改める。

### 3 グラウンド

区 分	(午前) 9:00～	(午後) 13:00～	(夜間) 17:00～	(夜間) 17:00～

			9:00～ 12:00	12:00～ 15:00	15:00～ 18:00	18:00～ 21:00
生駒市生駒北スポーツセンター体育館	アマチュアスポーツ	体育室全面	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
		体育室半面	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
生駒市市民体育館 生駒市総合公園体育館	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		16,970円	16,970円	16,970円	16,970円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		62,230円	62,230円	62,230円	62,230円
	会議室		510円	510円	510円	510円
	多目的室		1,230円	1,230円	1,230円	1,230円
生駒市北大和体育館 生駒市小平尾南体育館 生駒市井出山体育館	アマチュアスポーツ		1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		8,490円	8,490円	8,490円	8,490円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		31,110円	31,110円	31,110円	31,110円
	会議室		510円	510円	510円	510円
むかいやま公園体育館	アマチュアスポーツ		2,160円	2,160円	2,160円	2,160円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		9,950円	9,950円	9,950円	9,950円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		36,480円	36,480円	36,480円	36,480円

別表第3の3の表を次のように改める。

### 3 グラウンド

区 分	(午前) 9:00～	(午後) 13:00～	(夜間) 17:00～	(夜間) 17:00～

		13 : 00	17 : 00	19 : 00	21 : 00
(仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	620円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
(仮称)生駒市北部スポーツセンターターゲットラウンド	アマチュアスポーツ	全面	4,110円	4,110円	4,110円
		半面	2,060円	2,060円	2,060円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	
(仮称)生駒市北部スポーツセンターターゲットラウンドランニングトラック	個人使用	大人	1人につき1回 210円		
		小人	1人につき1回 100円		
生駒市北大和グラウンドイモ山公園グラウンドむかいやま公園グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	510円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市北大和野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	1,640円	
	アマチュアスポーツ	6,790円	6,790円	6,790円	

		13 : 00	17 : 00	19 : 00	21 : 00
生駒市生駒北スポーツセンター野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	620円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市生駒北スポーツセンターターゲットラウンド	アマチュアスポーツ	全面	4,110円	4,110円	4,110円
		半面	2,060円	2,060円	2,060円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	
生駒市生駒北スポーツセンターターゲットラウンドランニングトラック	個人使用	大人	1人につき1回 210円		
		小人	1人につき1回 100円		
生駒市北大和グラウンドイモ山公園グラウンドむかいやま公園グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	510円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市北大和野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	1,640円	
	アマチュアスポーツ	6,790円	6,790円	6,790円	

生駒市井出山グラウンド	ツ以外(集会、講演会等)			
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	24,890円
生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	1,340円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	24,890円
生駒市小平尾南少年グラウンド	アマチュアスポーツ	620円	620円	620円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円	3,390円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	12,440円	12,440円	12,440円

備考

- 「半面」とは、グラウンドの面積の2分の1以下をいう。
- 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 「1回」とは、3時間以内における継続する使用をいう。
- 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
  - 児童生徒等
  - 市内に住所を有する者
  - 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - 市内に存する学校に在学する者
- (仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額の1.5倍に相当する額とする。

生駒市井出山グラウンド	ツ以外(集会、講演会等)			
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	24,890円
生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	1,340円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	24,890円
生駒市小平尾南少年グラウンド	アマチュアスポーツ	620円	620円	620円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円	3,390円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	12,440円	12,440円	12,440円

備考

- 「半面」とは、グラウンドの面積の2分の1以下をいう。
- 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 「1回」とは、3時間以内における継続する使用をいう。
- 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
  - 児童生徒等
  - 市内に住所を有する者
  - 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - 市内に存する学校に在学する者
- 生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額の1.5倍に相当する額とする。

7 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の4の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 テニスコート

区 分	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	19:00
	～ 11:00	～ 13:00	～ 15:00	～ 17:00	～ 19:00	～ 21:00
(仮称)生駒市北部スポーツセンター	アマチュアスポーツ につき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,030円
生駒市浄化センターテニスコート	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) につき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円
指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合 イモ山公園テニスコート 滝寺公園テニスコート	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円
生駒市浄化センターテニスコート	アマチュアスポーツ につき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 620円	1コートにつき 620円
(全天候型)生駒市健民テニスコート	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) につき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円

7 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の4の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 テニスコート

区 分	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	19:00
	～ 11:00	～ 13:00	～ 15:00	～ 17:00	～ 19:00	～ 21:00
生駒市生駒北スポーツセンター	アマチュアスポーツ につき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,030円
ターテニスコート	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) につき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円
生駒市浄化センターテニスコート	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合 イモ山公園テニスコート 滝寺公園テニスコート	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円
生駒市浄化センターテニスコート	アマチュアスポーツ につき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 620円
(全天候型)生駒市健民テニスコ	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) につき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円	1コートにつき 3,390円



	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	
生駒市総合公園テニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円
生駒山麓公園テニスコート (集会、むかいやま公園テニスコート)	アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円
指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円

別表第3の7の表中

生駒市北大和野球場夜間照明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円
---------------	---------------------------------------

を

<u>(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド夜間照明</u>	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市北大和野球場夜間照明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円

に

改める。

ート	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	
生駒市総合公園テニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円
生駒山麓公園テニスコート (集会、むかいやま公園テニスコート)	アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円
指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円

別表第3の7の表中

生駒市北大和野球場夜間照明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円
---------------	---------------------------------------

を

<u>生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド夜間照明</u>	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市北大和野球場夜間照明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円

に

改める。